

鈴鹿市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道を廃止し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
稲生二丁目182号線	稲生二丁目	稲生塩屋二丁目	719.4
	稲生塩屋二丁目		1.8～12.0
上野311号線	上野町字東谷山	上野町	237.5
	上野町字皆割		8.7～35.8